

福岡県公報

平成23年4月1日
第 3 2 3 7 号

目 次

告 示 (第605号 - 第617号)

保安林予定森林の所在場所等	(森林保全課)	1
土地改良区の定款の変更の認可	(農村整備課)	2
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	2
土地改良区の解散の認可	(農村整備課)	2
福岡県領収証紙売りさばき人の指定の取消し	(会計管理局会計課)	2
道路の区域の変更	(道路維持課)	2
道路の区域の変更	(道路維持課)	3
福岡県特定鳥獣(シカ)保護管理計画(第3期)及び福岡県特定鳥獣(イノシシ)保護管理計画(第3期)の変更	(自然環境課)	3
特定鳥獣の狩猟期間の延長及び捕獲等の数の制限の一部解除	(自然環境課)	3
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	4
道路の供用の開始	(道路維持課)	4
道路の区域の変更	(道路維持課)	4
道路の供用の開始	(道路維持課)	4
公 告			
福岡県土地利用基本計画の変更	(総合政策課)	5
宅地建物取引業法に基づく聴聞の期日における審理の公開	(建築指導課)	5
宅地建物取引業法に基づく聴聞の期日における審理の公開	(建築指導課)	5

福岡県立勤労青少年文化センターの利用料金の承認	(労働政策課)	6
福岡県行政手続条例に基づく意見募集	(自然環境課)	9
意見募集の結果の公示	(子育て支援課)	9
意見募集の結果の公示	(労働政策課)	9
平成23年度調理師試験の実施	(健康増進課)	9

公安委員会

警備業法の一部を改正する法律附則第5条による審査の実施	(警察本部生活安全総務課)	10
警備員指導教育責任者講習及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則第6条に規定する講習の実施	(警察本部生活安全総務課)	12

告 示

福岡県告示第605号

保安林の指定をする予定であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2の規定により次のように告示する。

平成23年4月1日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 保安林予定森林の所在場所
糟屋郡宇美町大字炭焼字椎ノ木159の1、159の2、字桃ノ木201、字原田谷山283の8、283の21
- 2 指定の目的
水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び宇美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第606号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成23年4月1日

福岡県知事 麻生 渡

土地改良区名	認可年月日
福岡市麦野土地改良区	平成23年3月22日

福岡県告示第607号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成23年4月1日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
筑紫野市大字原田2075番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
筑紫野市大字原田1548番地
山内 キヨミ

福岡県告示第608号

次の土地改良区が土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第1項第1号に掲げる事由により解散したので、同条第3項の規定により公告する。

平成23年4月1日

福岡県知事 麻生 渡

土地改良区名	解散認可年月日
福岡市金武吉武土地改良区	平成23年3月22日

福岡県告示第609号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定を取り消したので、福岡県領収証紙条例（昭和39年福岡県条例第48号）第3条第2項の規定により告示する。

平成23年4月1日

福岡県知事 麻生 渡

売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	取消年月日
68	北九州市小倉北区浅野三丁目8番1号 財団法人西日本産業貿易コンベンション協会	北九州市小倉北区浅野三丁目8番1号 AIM2階	平成23年3月31日

福岡県告示第610号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年4月1日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
			前	柳川市保加町41番1先から 柳川市三橋町磯鳥301番11先まで	4.0 ~ 22.9	2,142.7	

南筑後	県 道	柳 川 線 筑 後	前	柳川市保加町41番 1 先から 柳川市三橋町正行51番 1 先まで	7.5 ~ 96.0	2,701.6	うち県道 久留米柳 川線重用 延長899.0 メートル
			後	同上	7.5 ~ 96.0	2,701.6	うち県道 久留米柳 川線重用 延長899.0 メートル

福岡県告示第611号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年4月1日

福岡県知事 麻 生 渡

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
南筑後	県 道	柳 川 線 筑 後	前	柳川市三橋町磯島311番 3 先から 筑後市中折地253番 2 先まで	3.6 ~ 22.0	4,738.5
			前	同上	2.6 ~ 46.7	7,577.9
			後	柳川市三橋町正行51番 1 先から 筑後市中折地253番 2 先まで	3.6 ~ 22.0	5,044.0

				後	同上	2.6 ~ 46.7	7,272.4
--	--	--	--	---	----	------------------	---------

福岡県告示第612号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第7条第1項の規定に基づき策定した福岡県特定鳥獣（シカ）保護管理計画（第3期）及び福岡県特定鳥獣（イノシシ）保護管理計画（第3期）を変更したので、同条第7項において準用する同法第4条第4項の規定により当該計画書を福岡県環境部自然環境課及び各保健福祉環境事務所地域環境課又は環境課において一般の縦覧に供する。

平成23年4月1日

福岡県知事 麻 生 渡

福岡県告示第613号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第14条第2項及び第3項の規定に基づき、狩猟期間の延長及び捕獲等の数の制限の一部解除を平成23年4月1日から平成24年3月31日まで次のとおり行う。

平成23年4月1日

福岡県知事 麻 生 渡

1 狩猟期間の延長

- (1) 対象とする特定鳥獣
イノシシ及びニホンジカ
- (2) 対象区域
県内全域
- (3) 延長期間

11月1日から11月14日まで及び2月16日から3月15日まで。ただし、イノシシの捕獲等を目的としたはこわなの使用及び当該はこわなに掛かったイノシシを止めさしするための銃器の使用に限っては、当該延長期間に加え、10月15日から10月31日まで及び3月16日から4月15日までについても延長する。

2 狩猟鳥獣の捕獲等の数の制限の解除

(1) 対象とする特定鳥獣

ニホンジカ

(2) 対象区域

県内全域

(3) 解除後の捕獲等の数の上限

1人1日につき、銃猟にあってはオス2頭以内・メス制限なし、網・わな猟にあっては制限なしとする。

福岡県告示第614号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成23年4月1日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡新宮町大字三代字前田465番11及び465番12

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

古賀市青柳1729番地2

三船 祐規

福岡県告示第615号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成23年4月1日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年4月1日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
八女	柳川後線	筑後市大字馬間田152番2先から 筑後市大字馬間田337番4先まで

福岡県告示第616号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年4月1日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
飯塚	県道	口ノ原築稲線	前	飯塚市綱分459番1先から 飯塚市綱分761番19先まで	15.0 ～ 34.0	790.0
			後	同上	13.0 ～ 34.0	790.0

福岡県告示第617号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成23年4月1日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年4月1日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区間
飯塚	口ノ原 稲築線	飯塚市綱分759番7先から 飯塚市綱分761番19先まで

公 告

公告

福岡県土地利用基本計画（昭和50年9月22日策定）を平成23年3月18日付けで変更したので、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第14項において準用する同条第13項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成23年4月1日

福岡県知事 麻生 渡

1 変更に係る事項

福岡県土地利用基本計画図の都市地域、農業地域及び森林地域の区域

2 変更の内容

計画図

変更する地域名	変更する区域	関係市町村
都市地域	次の図面のとおり	飯塚市、北九州市
農業地域		みやま市、飯塚市、岡垣町
森林地域		福岡市、太宰府市、飯塚市、北九州市

（「次の図面」は省略し、福岡県企画・地域振興部総合政策課並びに関係市役所、町役場及び村役場において縦覧に供する。）

公告

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第69条第1項及び同条第2項において準用する同法第16条の15第5項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同法第69条第2項において準用する同法第16条の15第3項の規定により公示する。

平成23年4月1日

福岡県知事 麻生 渡

1 被聴聞者

免許番号	商号及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地
福岡県知事(1) 第16028号	株式会社空間プロデュース 代表者 染原 徳道	福岡市東区香住ヶ丘 2 - 15 - 21 - 305

2 聴聞期日及び場所

平成23年5月16日 午前10時

福岡市博多区東公園7 - 7

福岡県庁行政棟地下1階行政12号会議室

3 傍聴の方法

傍聴は、聴聞の期日の先着順に許可する。

4 聴聞に関する問合せ先

福岡県総務部行政経営企画課法務班

電話番号 092 - 643 - 3030

郵便による場合のあて先

郵便番号 812 - 8577（福岡県庁）

公告

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第69条第1項及び同条第2項において準用する同法第16条の15第5項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同法第69条第2項において準用する同法第16条の15第3項の規定により公示する。

平成23年4月1日

福岡県知事 麻生 渡

1 被聴聞者

免許番号	商号及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地
福岡県知事(1) 第035563号	山中 英徳	福岡市南区弥永 1 - 3 - 8 - 3 - 301

2 聴聞期日及び場所

平成23年5月16日 午前10時20分
福岡市博多区東公園7-7
福岡県庁行政棟7階建築都市部会議室

3 傍聴の方法

傍聴は、聴聞の期日の先着順に許可する。

4 聴聞に関する問合せ先

福岡県総務部行政経営企画課法務班

電話番号 092 - 643 - 3030

郵便による場合のあて先

郵便番号 812 - 8577 (福岡県庁)

公告

福岡県立勤労青少年文化センター条例（昭和48年福岡県条例第12号）第6条第2項の規定に基づき、福岡県立北九州勤労青少年文化センターの利用料金を承認したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

平成23年4月1日

福岡県知事 麻 生 渡

1 名称

福岡県立北九州勤労青少年文化センター

2 位置

北九州市小倉北区井堀5丁目1番3号

3 利用料金の承認年月日

平成23年4月1日

4 利用料金

(1) 施設利用料金

ア 小ホール

区 分	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで
平日	6,410円	9,610円	9,610円	16,020円	19,220円	25,630円
土・日・休日	7,690円	11,540円	11,540円	19,230円	23,080円	30,770円

イ 本館各施設

区 分	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで
展示ホール	2,310円	3,460円	3,460円	5,770円	6,920円	9,230円
第一会議室	530円	790円	790円	1,320円	1,580円	2,110円
第二会議室	710円	1,060円	1,060円	1,770円	2,120円	2,830円
第三会議室	530円	790円	790円	1,320円	1,580円	2,110円
第一研修室	1,780円	2,670円	2,670円	4,450円	5,340円	7,120円
第二研修室	1,420円	2,130円	2,130円	3,550円	4,260円	5,680円
美術室	1,420円	2,130円	2,130円	3,550円	4,260円	5,680円
音楽室	1,240円	1,860円	1,860円	3,100円	3,720円	4,960円
写真室	1,240円	1,860円	1,860円	3,100円	3,720円	4,960円
茶室	350円	530円	530円	880円	1,060円	1,410円
和室	530円	790円	790円	1,320円	1,580円	2,110円

ウ 体育館

占用利用

区 分	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで
競技場	平日	4,090円	5,460円	5,460円	9,550円	10,920円
						15,010円

	土・日・休日	5,040円	6,720円	6,720円	11,760円	13,440円	18,480円
その他の各施設	平日	700円	1,060円	1,060円	1,760円	2,120円	2,820円
	土・日・休日	700円	1,060円	1,060円	1,760円	2,120円	2,820円

個人利用

	区分	小・中学生	高校生・勤労青少年	一般
体育館	2時間につき	50円	70円	120円

エ プール

	区分		基本料金 (2時間以内)	超過料金 (30分以内)
普通券	一般	個人	170円	60円
		団体	1人につき 150円	
	勤労青少年・生徒	個人	120円	30円
		団体	1人につき 110円	
	小学生	個人	70円	20円
		団体	1人につき 60円	
回数券	一般	10回分	1,530円	
	勤労青少年・生徒	〃	1,080円	
	小学生	〃	630円	

オ 庭球場

	区分		料金(2時間以内)
普通券	一般		250円
	勤労青少年・生徒		130円
	小学生		90円
回数券	一般	10回分	2,250円
	勤労青少年・生徒	〃	1,170円

	小学生	〃	810円
占用利用	1面1回		1,330円

備考

- 小ホール利用者が利用の際、第三者から入場料又はこれに相当する料金を徴収する場合、営業の宣伝その他これに類する催物を行う場合の額は、この表に定める額に100分の150を乗じて得た額とする。
- 利用者が利用の際特別な設備を設置した場合は規則で定めるところにより、電気、水道又はガスの使用料金の実質に相当する額を基本額に加算して徴収する。
- 「土・日・休日」とは、土曜日・日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する「休日」を、「平日」とは、これら以外の日をいう。
- 「占用利用」とは、競技大会、練習会等において、センターの施設を独占的に利用する場合を、「個人利用」とは、占用利用以外の場合をいう。
- 「小・中学生」とは小学校児童及び中学校又は中等教育学校の前期課程に在籍する生徒を、「高校生」とは高等学校又は中等教育学校の後期課程に在籍する生徒を、「勤労青少年」とは規則で定めるところにより就労している旨の証明を受けた者をいい、「一般」とは小・中学生、高校生及び勤労青少年以外の者を、「生徒」とは中学生、高等学校又は中等教育学校の生徒をいう。
- 回数券による利用は、1日1回に限るものとし、その利用時間は2時間を超えることができないものとする。
- 「団体」とは、責任ある代表者に引率された30人以上の集団をいう。

(2) 超過利用料金等

ア 小ホール若しくは本館各施設を利用する場合又は体育館を占用利用する場合の超過利用料金

時間区分	算定基準時間及び額	超過時間	超過利用料金
午前7時から 午前9時まで	施設利用料金に掲げる 午前9時から正午まで の額	1時間以内	50パーセントに相当する額
		1時間を超え2時間 以内	100パーセントに相当する額

正午から午後 5時まで	施設利用料金に掲げる 午後1時から午後5時 までの額	1時間以内	25パーセントに相当する額
		1時間を超え2時間 以内	50パーセントに相当する額
		2時間を超える場合	100パーセントに相当する額
午後5時から 午後9時まで	施設利用料金に掲げる 午後6時から午後9時 までの額	1時間以内	25パーセントに相当する額
		1時間を超え2時間 以内	50パーセントに相当する額
		2時間を超える場合	100パーセントに相当する額

イ 体育館を個人利用する場合の超過利用料金

時間区分	超過利用料金
1時間未満	施設利用料金に掲げる額の50パーセントに相当する額
1時間以上2時間以内	施設利用料金に掲げる額

ウ 小ホールの利用者が、練習、準備等のために小ホールを利用する場合
施設利用料金に定める額の70パーセントに相当する額

エ 体育館の競技場の一部を占用利用する場合
施設利用料金に定める額に当該競技場総面積に占める占用利用する面積の割合
を乗じて得た額

(3) 付属設備等利用料金

区分	品名	単位	金額 (1回につき)	備考
小ホール	ボーダーライト	1式	350円	100ワット
	アッパーホリズンライト	1式	470円	500ワット
	サスペンションライト	1台	170円	500ワット
	シーリングスポットライト	1式	710円	500ワット
	スタンド	1台	110円	
	拡声装置	1式	2,370円	
	マイクロホン	1本	350円	

音楽室	ワイヤレスマイクロホン	1本	940円	1チャンネル
	テープレコーダー	1台	590円	
	レコードプレーヤー	1台	590円	
	スクリーン	1式	1,180円	スクリーンのみ利用の場合
	コンセント	1個	110円	
	一六ミリ映写機	1台	2,370円	
	演台	1台	230円	
	ピアノ	1台	1,180円	調律料は含まない。
	ピンスポットライト	1台	590円	
	金屏風	1双	590円	
音楽室	ステレオ	1式	1,180円	
	ピアノ (アップライト)	1台	1,180円	
体育館	ストップウォッチ	1個	60円	
	フロアシート	1枚	110円	
	コインロッカー	1口	50円	
全館共通	長机	1脚	60円	
	折りたたみ椅子	1脚	20円	
	オーバーヘッドプロジェクター	1台	590円	
	黒板	1台	110円	
	スライド映写機	1台	590円	

備考

- この表の額は、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで及び午後6時から午後9時までをそれぞれ1回として算定するものとする。ただし、コインロッカーについてはこの限りでない。
- 1回の利用時間を超えて利用するときの額は、1時間ごとにこの表に掲げる額の25パーセントに相当する額とする。ただし、コインロッカーについてはこの限

りでない。

- 3 前項の場合において、超過時間が1時間未満であるときは1時間とし、1時間を超える場合において1時間未満の端数があるときは、当該端数の時間は、1時間として計算する。

公告

自然公園法に基づく「不利益処分」に係る処分基準の一部改正（案）について、次のとおり意見を募集します。

平成23年4月1日

福岡県知事 麻生 渡

1 意見募集期間

平成23年3月23日から平成23年4月22日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県環境部自然環境課に備え置きます。

公告

届出保育施設等に対する指導監督要綱の一部を改正する要綱案について、平成23年2月14日から平成23年3月15日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、原案のとおり平成23年4月1日から施行しました。

平成23年4月1日

福岡県知事 麻生 渡

問合せ先

福祉労働部子育て支援課保育所係

電話：092 - 643 - 3258

メールアドレス：kosodate@pref.fukuoka.lg.jp

公告

福岡県立勤労青少年文化センター条例施行規則の一部改正案について、平成23年1月17日から平成23年2月15日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、文言の一部を整理の上、平成23年4月1日に公布しました。

平成23年4月1日

福岡県知事 麻生 渡

問い合わせ先

福祉労働部労働局労働政策課労働福祉係

電話：092 - 643 - 3587

メールアドレス：rosei@pref.fukuoka.lg.jp

公告

平成23年度調理師試験を次のように実施する。

平成23年4月1日

福岡県知事 麻生 渡

1 受験資格

学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者で、多数人に対して飲食物を調理して供与する施設又は営業で調理師法施行規則（昭和33年厚生省令第46号）第4条に規定する施設又は営業において2年以上調理の業務に従事したもの

2 試験

(1) 方法

試験は筆記試験とし、試験科目は次のとおりとする。

ア 食文化概論

イ 衛生法規

ウ 公衆衛生学

エ 栄養学

オ 食品学

カ 食品衛生学

キ 調理理論

- (2) 日時
平成23年8月7日(日曜日)
午後1時から午後3時まで

- (3) 場所
福岡市早良区西新6丁目2-92
西南学院大学

3 受験手続及び受付期間

(1) 受験の申込方法

ア 受験願書1部に次に掲げる書類(福岡県知事が実施した平成22年度調理師試験の受験票の原本を提出する場合は省略可能)及び写真(申込前6月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、縦5センチメートル、横5センチメートルのもの)1枚並びに受験申込手数料6,100円を添えて住所地又は就業地を管轄する保健福祉環境事務所又は保健福祉事務所(ただし、福岡市においては各区保健福祉センター衛生課食品係とし、北九州市においては小倉北区及び八幡西区は保健所、その他の区は各区役所内生活支援課保健福祉相談係とし、大牟田市、久留米市においては保健所とする。以下「保健福祉環境事務所等」という。)に提出すること。福岡県内に住所地又は就業地を有しない者(以下「県外者」という。)は、直接、福岡県保健医療介護部健康増進課(郵便番号812-8577福岡市博多区東公園7番7号。以下「健康増進課」という。)に提出すること。

(ア) 学校教育法第57条の規定に該当することを証する書類 1部

(イ) 調理師法施行規則第4条に規定する施設又は営業において2年以上調理の業務に従事したことを証する書類 1部

イ 受験願書の用紙は、最寄りの保健福祉環境事務所等で交付する。

ウ 受験申込手数料6,100円は、福岡県領収証紙により納入すること。受験申込手数料は、申込受付後は一切返還しない。

エ 県外者で郵便によって受験を申込み場合は、必ず書留郵便にすること。

オ 福岡県知事が実施した平成22年度調理師試験の受験票(原本)を提出する場合は、3の(1)のアの(ア)及び(イ)の書類を省略することができる。

(2) 受付期間

ア 受験申込みの受付期間は、平成23年6月6日(月曜日)から6月10日(金曜日)までとし、受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

イ 県外者の郵便による受験申込みは、平成23年6月10日(金曜日)までの消印のあるものに限り受け付ける。

4 合格者の発表

(1) 試験に合格した者の受験番号は、平成23年9月1日(木曜日)に発表する。発表は、福岡県ホームページ及び保健福祉環境事務所等に掲示して行う。県外者については健康増進課に掲示する。

(2) 合格者に対しては、合格の通知を行う。

5 その他

(1) 受験手続その他の問合せは、最寄りの保健福祉環境事務所等又は健康増進課に対して行うこと。郵便で問合せの場合は、宛先及び郵便番号を明記して90円切手を貼った返信用封筒を必ず同封すること。

(2) 出題形式は客観式四肢択一とする。

公安委員会

福岡県公安委員会告示第82号

警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号)附則第5条による審査(以下「審査」という。)を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)附則第9条の規定により公示する。

平成23年4月1日

福岡県公安委員会

1 審査を行う種別及び級

廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第1項に規定する検定に係る全ての種別及び級

2 審査の実施日、実施時間及び実施場所

実施日	実施時間	実施場所
-----	------	------

平成23年 5月12日 (木)	午前 9時から午後 6時までの間	北九州市門司区小森江三丁目 9番 1号 福岡県警察警備員教育センター
-----------------	------------------	---------------------------------------

3 審査定員

30名

4 審査対象者

旧検定規則第 8 条に規定する合格証（以下「旧合格証」という。）を有する者であって、次に掲げる事項のいずれかに該当するもの。ただし、検定規則附則第 7 条第 2 項（学科及び実技試験の免除）に規定する者を除く。

- (1) 福岡県内に住所を有する者
- (2) 福岡県内に所在する警備業法に係る営業所に属する警備員
- (3) 福岡県公安委員会から旧合格証の交付を受けている者

5 審査の方法

審査は、学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験（5 枝択一式10問）の後、実技試験を行うが、学科試験において不合格（90パーセント以上の成績に満たない場合）となった者については、実技試験を行わない。

6 学科試験及び実技試験

(1) 学科試験

- ア 警備業務に関する基本的な事項
- イ 法令に関すること。
- ウ 警備業務の実施に関すること。
- エ 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

7 審査申請手続等

(1) 受付期間

平成23年 4月14日 (木) から同年 4月18日 (月) までの午前 9 時00分から午後 5 時00分までの間（正午から午後 1 時00分までの間を除く。）

福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第 1 条第 1 項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。

(2) 必要書類

ア 住所地を管轄する警察署に申請する場合

- (ア) 審査申請書（検定規則別記様式）1 通
- (イ) 住所地を疎明する書面（住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等）
- (ウ) 写真 1 枚（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ 3 センチメートル、横の長さ 2.4 センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。）
- (エ) 旧合格証の写し

イ 営業所の所在地を管轄する警察署に申請する場合

- (ア) 審査申請書（検定規則別記様式）1 通
- (イ) 営業所に属していることを疎明する書面（営業所所属証明書等）
- (ウ) 写真 1 枚（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ 3 センチメートル、横の長さ 2.4 センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。）
- (エ) 旧合格証の写し

ウ 旧合格証の交付を受けた警察署に申請する場合

- (ア) 審査申請書（検定規則別記様式）1 通
- (イ) 写真 1 枚（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ 3 センチメートル、横の長さ 2.4 センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。）
- (ウ) 旧合格証の写し

(3) 審査手数料

4,700円

審査手数料については、福岡県領収証紙により納付すること。

また、納付した審査手数料については、審査申請を取り消した場合又は受審しなかった場合においても返還しない。

(4) 申請方法

ア 審査を希望する者は、まず、前記7(1)の受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センター設置の受付専用電話（093（381）2627）に電話して事前申込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を行わないこととする。

受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申し込みを行った日を含めた2日以内（県の休日を除く。）の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）に、住所地（審査希望者が警備員である場合には、その者が属する営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署又は旧合格証の交付を受けた警察署に受付番号を申告するとともに、前記7(2)に掲げる必要書類に審査手数料を添えて審査申請し、受検票の交付を受けること。

ウ 審査の申請は、原則として受審者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が申請を行う場合は、受審者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。

8 成績証明書の交付

学科試験及び実技試験ともに合格（それぞれ90パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、成績証明書を交付する。

9 その他

- (1) 審査当日は、受検票、筆記用具及び動きやすい服装を必ず持参すること。
- (2) 審査に関する問い合わせは、県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）、福岡県警察本部生活安全総務課警備係（電話092（641）4141内線3033、3034）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。
- (3) 審査申請書（検定規則別記様式）については、各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課において受け取ることができる（同申請書には押印が必要）。

福岡県公安委員会告示第83号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）及び警備員指導教育責任者及

び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第6条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施するので、講習規則第2条の規定により公示する。

平成23年4月1日

福岡県公安委員会

1 講習の区分

法第2条第1項第2号に係る警備業務

2 講習の種別、期日、時間及び場所

- (1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）

講習期日	講習時間	講習場所
平成23年5月19日（木）から 同年5月26日（木）までの間	午前9時30分から午後4時35分まで（最終日の講習については、午後0時10分までとし、その後午後1時00分から修了考査を実施する。）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

上記表中「講習期日」のうち、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）については、休講とする。

(2) 追加取得講習

講習期日	講習時間	講習場所
平成23年5月24日（火）から 同年5月26日（木）までの間	午前9時30分から午後4時35分まで（初日の講習は、午後1時00分から開始し、最終日の講習については、午後0時10分までとし、そ	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

の午後 1 時00分から
修了考査を実施する。
)

3 受講定員

- (1) 新規取得講習
36名
- (2) 追加取得講習
10名

4 受講対象者

(1) 新規取得講習

受講申込時において、次のいずれかに該当する者とする。

ア 最近 5 年間に当該講習の区分に係る警備業務（以下「当該警備業務」という。

）に従事した期間が通算して 3 年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号。以下「検定規則」という。）第 4 条に規定する 1 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第 23 条第 4 項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第 4 条に規定する 2 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して 1 年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

エ 検定規則附則第 3 条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和 61 年国家公安委員会規則第 5 号。以下「旧検定規則」という。）第 1 条第 2 項に規定する当該警備業務に係る 1 級の検定（以下「旧 1 級検定」という。）に合格した者

オ 旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する当該警備業務の区分に係る 2 級の検定（以下「旧 2 級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して 1 年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

(2) 追加取得講習

受講申込時において、当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、前記 4 (1) アからオまでのいずれかに該当する者

5 受講申込手続等

(1) 受付期間

平成 23 年 4 月 20 日（水）から同年 4 月 22 日（金）までの午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分までの間（正午から午後 1 時 00 分までの間を除く。）

(2) 受付場所

北九州市門司区小森江三丁目 9 番 1 号

福岡県警察警備員教育センター

(3) 必要書類

ア 新規取得講習

(ア) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（講習規則別記様式第 1 号）1 通

同申込書には、押印の上、申込前 6 月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付すること。

(イ) 前記 4 (1) に掲げる受講対象者のいずれかに該当することを疎明する書面

a アに該当する者

最近 5 年間に当該警備業務に従事した期間が 3 年以上であることを疎明する警備業者等が作成する書面（以下「警備業務従事証明書等」という。）及び履歴書

b イに該当する者

合格証明書（1 級）の写し

c ウに該当する者

合格証明書（2 級）の写し及び 2 級検定に合格した後、継続して 1 年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

d エに該当する者

旧検定規則第 8 条の規定により交付された旧 1 級検定に係る検定合格証の写し

e オに該当する者

旧検定規則第8条の規定により交付された旧2級検定に係る検定合格証の写し及び旧2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

イ 追加取得講習

(ア) 前記5(3)アに掲げる書面

(イ) 当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し

(ウ) 講習受講手数料

(4) 新規取得講習

38,000円

(5) 追加取得講習

14,000円

受講申込時、福岡県領収証紙により納付すること。

また、納付した手数料については、受講申込みを取り消した場合又は受講しなかった場合においても返還しない。

(5) 申込方法等

ア 受講を希望する者は、まず前記5(1)の受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話(093(381)2627)に電話して受講希望の事前申込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、受付期間中であっても定員に達したときは、受付を行わないこととする。

受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申込みを行った当日を含めた2日以内(県の休日を除く。)の午前9時00分から午後5時00分までの間に、受付場所である福岡県警察警備員教育センターに赴き、受付番号を申告するとともに、前記5(3)に掲げる必要書類に受講手数料を添えて受講申込みを行うこと。

ウ 受付番号を取得した場合であっても、事前申込みを行った当日を含めた2日以内(県の休日を除く。)に、受講申込手続を行わなかった者の受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受講申込みは、原則として受講希望者本人が行うこと。ただし、やむを得ない

事情等により代理人が行う場合は、受講希望者本人の委任状(本人が署名したものに限る。)を持参すること。

6 講習修了証明書の交付等

(1) 各講習最終日に修了考査を実施する。

(2) 新規取得講習又は追加取得講習の課程を修了し、かつ、修了考査に合格(80パーセント以上の成績を合格とする。)した者に対し、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

7 その他

(1) 講習受講の際には、筆記用具及び受講申込み時に交付を受けた講習教本を必ず持参すること。

また、講習の中で実技訓練(救急法、護身術)を行うので、実技訓練実施日においては動きやすい服装を用意すること(各受講者への貸与ロッカー有り)。

(2) 講習に関する問い合わせは、県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間(正午から午後1時00分までの間を除く。)、福岡県警察本部生活安全総務課警備係(電話092(641)4141内線3033、3034)又は福岡県警察警備員教育センター(電話093(381)2627)に対して行うこと。

(3) 受講申込書(講習規則別記様式第1号)については、各警察署の生活安全課(生活安全刑事課)又は福岡県警察警備員教育センターにおいて受け取ることができる。

(4) 福岡県領収証紙については、受付場所である福岡県警察警備員教育センターでは販売していないことから、受講申込みに際しては、事前に購入しておくこと。